

亀山市広告付き窓口案内表示システム設置事業者募集要領

1. 趣旨

亀山市では、来庁者の混雑緩和、待ち時間の快適化等の市民サービスの向上、広告事業による地域経済の活性化及び本市の新たな財源の確保等を目的として、広告付き窓口案内表示システム（以下「システム」という。）の設置を行う事業者を1者募集します。

2. 経費負担

(1) 貸付料

事業者は、本事業に係る市有財産の貸付料（消費税相当額を含む。）を市に納付していただきます。

(2) その他の費用

本事業に係る費用（システムの導入・搬送・撤去・設置・維持管理・消耗品、広告の募集・作成にかかる費用等）及び原状回復に係る費用は、事業者の負担となります。

3. 設置場所、設置台数及びシステムの仕様等

亀山市役所本庁舎1階 生活文化部 市民課 戸籍住民グループ
（亀山市本丸町577番地）

※詳細は別紙仕様書を参照してください。

（参考）戸籍住民グループにおける令和2年度実績

届出件数（住民異動・戸籍届出・印鑑登録）	約8,900件
証明書発行件数	約52,000件

4. 設置期間

設置予定期間（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間）

※ただし、システムの納品日は、事業開始日までに双方協議の上、別途決定する。

5. 貸付けの制限

- (1) システムを設置する権利を第三者に譲渡し又は転貸することはできません。
- (2) 設置等に伴う工事については、建物への影響や安全性について、事前に市と協議を行ってください。
- (3) 事業者は、契約期間が満了したとき又は設置許可が取り消された場合は、

速やかに原状回復を行ってください。

6. 入札参加資格

本事業に参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 亀山市広告掲載基準第4条に定める業種、事業者に該当しない者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 過去3年間において国及び地方公共団体において、本事業と同等の事業実績を有している者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及び構成員等でない者。
- (5) 亀山市税及び本店の所在する市税の滞納がない者。

7. 入札参加の申込みの方法

入札参加希望者は、次のとおり参加申込書兼誓約書を提出して、参加資格の確認を受けることとします。

(1) 提出期間

令和3年12月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出（送付）場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
生活文化部市民課（亀山市役所本庁舎1階）

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) 必要書類

- ① 一般競争入札による市有財産貸付け（亀山市広告付き窓口案内表示システム設置事業）参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 過去3年間の広告付き窓口案内表示システム設置事業の実績を確認できるもの
- ③ 市税等納付状況調査同意書（様式2）
- ④ 本店の所在する市税の納税（完納）証明書（提出日から前6箇月以内に発行されたもの）

(5) 注意事項

- ① 提出書類の作成にかかる費用は、申請者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却いたしません。

8. 入札に関する質問

参加申込書兼誓約書を提出した者は、当該入札に関する質問がある場合は、次のとおり書面により提出してください。なお、電話、口頭等個別では受け付けません。

(1) 提出期間

令和3年12月1日（水）から12月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出（送付）場所

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
生活文化部市民課（亀山市役所本庁舎1階）

(3) 提出方法

郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールによるものとします。なお、ファクシミリ又は電子メールの場合は必ず着信の確認をすること。

ファクシミリ 0595-82-1434

電子メール koseki@city.kameyama.mie.jp

電話 0595-84-5004

(4) 質問に対する回答

回答方法 令和3年12月15日（水）午後5時までに、参加申込書兼誓約書を提出した者全員にファクシミリ又は電子メールにて行います。

9. 入札参加資格事前確認の通知

参加資格事前確認通知は、原則として参加申込書兼誓約書の提出期限の翌日から起算して5日以内に申請者に対し行います。なお、参加資格がないと認められた者に対しては、参加無資格確認通知書によりその理由を通知します。

10. 入札方法

入札書の提出は、入札書到達日を配達指定日としたうえで、一般書留又は簡易書留による郵送により提出してください。なお、郵送に要する費用は入札参加者の負担とします。また、持参による提出も可とします。

(1) 郵送の場合

① 入札書到達日（配達指定日）

令和3年12月23日（木）

② 送付先

〒519-0195 亀山市本丸町577番地
亀山市長（亀山市生活文化部市民課）

(2) 持参の場合

① 提出期限

令和3年12月20日（月）午後5時15分

② 提出場所

亀山市本丸町577番地

生活文化部市民課（亀山市役所本庁舎1階）

(3) 必要書類等

ア 入札書（様式3）

- ・入札書は市指定の様式を用いること。
- ・市の指定する入札書に、契約期間5年間分の貸付料（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）を記載したもの。
- ・金額の前に¥を記入し、算用数字を使用すること。
- ・金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直すこと。
- ・入札書の封筒は、3箇所割印すること。
- ・一度提出した入札書の変更は認めません。
- ・入札保証金は免除します。

1 1. 開札及び事業者の決定

- (1) 提出された入札書のうち、最低貸付価格（事前公開）以上の最も高い入札額を提出された者を落札者として決定します。
- (2) 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札事務に関係のない市職員によるくじ引きにより落札者を決定します。
- (3) 開札は、令和3年12月24日（金）午前10時00分から、亀山市生活文化部市民課戸籍住民グループにて行い、開札後、応札者に結果を通知します。
- (4) 落札者の決定後、市ホームページにて落札者名および金額を公表します。

1 2. その他

- (1) 本事業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定による市有財産の貸付けとし、貸付契約により貸付けを行うものとします。
- (2) 本契約による業務を遂行するための個人情報の取り扱いについては、事業者は亀山市個人情報保護条例（平成17年1月11日条例第20号）、その他個人情報保護に関する法令等を遵守してください
- (3) 事業者が事業の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければなりません。
- (4) システム運用開始後に機器等の設置数、設置場所等に変更の必要が生じたときは、市と事業者が協議の上決定し、変更契約等により対応するもの

とします。

- (5) 広告主及び掲出する広告の内容については、亀山市広告掲載要綱及び亀山市広告掲載基準に適合するもので、広告の掲載について亀山市広告審査会の承認を受けたものとします。
- (6) 仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と事業者が協議のうえ決定するものとします。

様式1

一般競争入札による市有財産貸付け（亀山市公告付き窓口案内表示システム設置事業）参加申込書兼誓約書

令和 年 月 日

亀山市長 櫻井 義之 様

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

F A X _____

メ ー ル _____

私は、亀山市の一般競争入札により、「亀山市公告付き窓口案内表示システム設置事業」にかかる市有財産の貸付けを受けたいので、亀山市公告付き窓口案内表示システム設置事業者募集要領を承知のうえ、関係書類を添えて申し込みいたします。

また、募集要領の6に定める入札参加資格要件を全て満たしていることを宣誓します。

受 付 印

様式2

市税等納付状況調査同意書

亀山市公有財産規則第7条第1項ただし書の規定の施行に必要な限度において、市職員が市税その他市の歳入の納付状況を調査することについて同意します。

入札者

印

様式3

入 札 書

令和 年 月 日

亀山市長 櫻 井 義 之 様

(入札者) 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

私は、亀山市公告付き窓口案内表示システム設置事業者募集要領を承知のうえ、次の通り入札します。

入 札 額 (5年間分の貸付料)	円
------------------	---

注意 ① 入札額は消費税及び地方消費税に相当する額(100分の10)を含まない額を記入して下さい。